

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（総括）)

1. 令和7年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	7,200	4,000	3,200	80.0
(2)産業投資	1,100	1,160	△60	△ 5.2
うち 出 資	1,100	1,160	△60	△ 5.2
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	6,480	5,880	600	10.2
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	6,080	5,480	600	10.9
うち 外貨借入金	400	400	—	0.0
合 計	14,780	11,040	3,740	33.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	38,345	32,417	5,928	18.3
(2)産業投資	22,678	21,578	1,100	5.1
うち 出 資	22,678	21,578	1,100	5.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	46,072	46,542	△470	△ 1.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	45,272	46,142	△870	△ 1.9
うち 外貨借入金	800	400	400	100.0
合 計	107,095	100,537	6,558	6.5

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		24,100	28,600	△4,500
(内訳)	輸出	2,570	3,330	△760
	プラント	2,070	2,830	△760
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	17,250	18,900	△1,650
	資源開発	7,200	4,200	3,000
	一般投資	10,050	14,700	△4,650
	事業開発等	3,080	4,570	△1,490
	出資	1,200	1,800	△600

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		24,100	28,600	△4,500
(財源)	財政投融资	14,780	11,040	3,740
	財政融資	7,200	4,000	3,200
	産業投資	1,100	1,160	△60
	政府保証	6,480	5,880	600
	自己資金等	9,320	17,560	△8,240
	政府保証（5年未満）	10,640	8,905	1,735
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	20,589	20,151	438
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△1,272	△1,108	△164
	社債償還金	△16,160	△9,035	△7,125
	外国為替資金借入金償還	△12,552	△8,220	△4,333
	その他	7,875	6,667	1,208

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和7年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	7,200	4,000	3,200	80.0
(2)産業投資	1,000	1,110	△110	△ 9.9
うち 出 資	1,000	1,110	△110	△ 9.9
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	6,280	5,680	600	10.6
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	6,080	5,480	600	10.9
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	14,480	10,790	3,690	34.2

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	38,345	32,375	5,970	18.4
(2)産業投資	20,745	19,745	1,000	5.1
うち 出 資	20,745	19,745	1,000	5.1
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	45,672	46,342	△670	△ 1.4
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	45,272	46,142	△870	△ 1.9
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	104,762	98,462	6,300	6.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		23,000	27,000	△4,000
(内訳)	輸出	2,000	3,000	△1,000
	プラント	1,500	2,500	△1,000
	船舶	500	500	—
	輸入・投資	17,000	18,000	△1,000
	資源開発	7,000	4,000	3,000
	一般投資	10,000	14,000	△4,000
	事業開発等	3,000	4,500	△1,500
	出資	1,000	1,500	△500

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		23,000	27,000	△4,000
(財源)	財政投融资	14,480	10,790	3,690
	財政融資	7,200	4,000	3,200
	産業投資	1,000	1,110	△110
	政府保証	6,280	5,680	600
	自己資金等	8,520	16,210	△7,690
	政府保証（5年未満）	10,640	8,905	1,735
	財投機関債	200	200	—
	貸付回収金	20,494	20,062	432
	（うち繰上償還）	1,500	1,500	—
	財政融資資金借入金償還	△1,230	△1,108	△122
	社債償還金	△16,160	△9,035	△7,125
	外国為替資金借入金償還	△12,552	△8,220	△4,333
	その他	7,128	5,406	1,722

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

イ 株式会社国際協力銀行法（以下「JBIC法」という。）において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

ロ 具体的には、安定的かつ安価な資源・エネルギー確保、インフラ分野における我が国企業の海外展開及び海外の成長の取込みに向けた我が国企業の海外進出などの支援に際し、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。特に政治的・経済的リスクのある出融資等を行うに際しては、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間では担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクを緩和するといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

イ 対象事業を重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものに限定している。

ロ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」等を踏まえ、国内外の経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に実施。また「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」や「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」で掲げられているとおり、当行の機能強化の一環として、令和 5 年 4 月に JBIC 法が一部改正され、①日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化をより一層支援するため、日本企

業のサプライチェーン等を支える外国企業への融資や、我が国にとって重要な物資を日本企業が海外で引き取る場合の融資、海外でのサプライチェーン強靱化のための事業資金の国内大企業経由での融資、②スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクの後押し、③国際協調によるウクライナ復興支援への参画といった業務が拡充された。当該法改正により可能となる融資を含め、民間金融機関との協調融資を原則としており、民業補完の徹底に努めている。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JBIC 法第 1 条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、(中略)もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与すること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみでは量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、当行業務は、民間資金動員・活用を積極的に図るべく、民間金融機関と共に融資することを原則としており、要望に応じ、民間金融機関に対する融資・保証供与や民間金融機関による優先的な資金回収等を行うほか、同法に明定された保証機能等を活用しつつ、民間資金の動員・活用を積極的に図っている。さらに、対象プロジェクトの完工後等にリスクテイクのニーズがある地銀等の民間金融機関に当行保有債権等の流動化を行うことを通じて、当該民間金融機関の融資機会の創出に取り組んでいる。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益可能性が確保される。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 5 年度における一般業務勘定の財政投融資は 21,860 億円(うち財政融資 11,970 億円、産業投資 1,080 億円、政府保証 8,810 億円)を予定していたが、例年と比べ、新規の案件組成が進まなかったこと等により、出融資実績が減少したこと、及び円安の影響等に伴う貸付回収金の増加等、自己資金が増加したことなどにより、財政投融資 7,050 億円(うち財政融資 2,443 億円、産業投資 100 億円、政府保証 4,507 億円)の運用残が生じた。令和 7 年度の事業規模については、①我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出や M&A 支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)」・「経済財政運営と改革

の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」等の政府方針を踏まえた対応、③グローバル投資強化ファシリティの活用、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年 6 月 28 日閣議決定政令第 241 号）」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）など、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化の実施等を勘案しつつ、JBIC 法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の規模として、23,000 億円（そのほか保証 3,666 億円を計画）としている。

令和 7 年度の財政投融資の規模については、かかる事業規模を前提とし、約定されている元利受払いに加え、不確定要素の大きい繰上償還についても可能な範囲において織り込む等、自己資金の精査に努めている。具体的には、令和 7 年度は、事業規模が令和 6 年度当初計画比 4,000 億円減となる見込みである中、自己資金等は、政府保証外債（5 年未満）が同 1,735 億円増、繰上償還額を含む貸付回収金が同 432 億円増、前年度繰越金が同 3,866 億円増となる見込みである一方、財政融資資金借入金償還等の既往債務の償還の合計が同 11,580 億円増、翌年度繰越金が同 2,066 億円増の見込みであること等から、自己資金等は同 7,690 億円減の 8,520 億円を見込んでいる。かかる状況を踏まえ、財政投融資による調達で手当てが必要となる計 14,480 億円（同 3,690 億円増）を要求する。うち、産業投資は、グローバル投資強化ファシリティの活用及び「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による業務拡充に伴い必要となるリスクバッファに加え、同業務拡充に係るリスクマネー供給の強化を目的として、計 1,000 億円（同 110 億円減）を要求する。なお、自己資金の一部として、200 億円の財投機関債発行を予定している。

（参考：過去 3 カ年の財政投融資の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	4,820 億円	4,822 億円	7,050 億円
運用残率	44.9 %	26.6 %	32.3 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

産業投資について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

(事業名：一般業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

①我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出や M&A 支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」等の政府方針を踏まえた対応、③グローバル投資強化ファシリティの活用、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年 6 月 28 日閣議決定政令第 241 号）」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）等を踏まえた取組を実施する。

(2) 必要とする金額の考え方

当行が日本政府の方針の下、出融資保証機能を活用して支援を行う場合、エクスポージャーの増大等に対応するためのリスクバッファや出資の原資としての自己資本が必要となるが、利益剰余金の積み上げによる自己資本増強には限界がある。足許の自己資本比率の維持・向上に加え、グローバル投資強化ファシリティの活用及び「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による業務拡充も踏まえた金融支援等を行っていく上で必要なリスクバッファを確保することに加え、同業務拡充に係るリスクマネー供給の強化を目的として、計 1,000 億円の産投出資を要求する。

(3) 見込まれる収益

JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号及び同第 2 号で規定する償還確実性の原則及び収支相償の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性及び収支相償の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制をとっている他、収支相償を満たす条件を付している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の対応を講じており、相応の収益

可能性が確保される。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

JBIC 法第 1 条の「民業補完の原則」を前提とし、想定される案件は、いずれも当行の出融資保証機能を活用し、民間資金の動員や他国公的機関との連携等により、エネルギー安全保障やサプライチェーン再構築等による経済安全保障の確保、スタートアップを含む革新的技術・新技術の展開、中堅・中小企業の海外展開等を積極的に支援するもの。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及び ALM 委員会を設置している。

モニタリング体制については、前述の個別与信管理の一環として、個別案件に対し、半期ごとの資産自己査定や行内信用格付の随時見直しを実施している。また、前述の残高管理の分析を踏まえ、発現した場合に当行にとって影響の大きいリスク事象の特定を行い、それらの状況について、統合リスク管理委員会を通じて経営全体に対して定期的に報告・共有している。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外債

「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年 6 月）における「政府保証債に係る 4 類型の見直し」及び平成 29 年 12 月 20 日の財政投融资分科会補足説明資料 1 の「今後の運用」を踏まえると、当行は類型 iii に該当し、政府保証外債の発行は、①外貨調達の実現性が認められること、②償還が十分に確実であると見込まれること、③起債する市場において、同等な信用力を有する他の債券の発行条件等を比較して、遜色のない条件で起債できること、という 3 つの審査基準に合致する場合に限って認められる。

①について、当行は、我が国企業等が実施する国際的事業展開、海外投資事業等における為替変動リスク回避、我が国企業等の国際プラント商談等における国際競争力確保への支援の観点から、外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべて当該外貨貸付の原資として活用する。また、JBIC 法に定める当行業務を効率的に実施していくためには、長期・安定的な外貨資金の貸付は効果的かつ不可欠な手段であり、そのための原資として外貨の調達が不可欠である。②について、当行は JBIC 法第 13 条第 1 項第 1 号で規定する償還確実性の原則に基づき、一般業務勘定においては償還確実性の確保を出融資保証供与の要件としており、営業部門と審査・リスク管理部門によるチェック・アンド・バランス体制等によりこれを確保している。出融資保証の実施後も、不断のモニタリングに基づき所要の債権保全措置を講じており、こうした出融資保証の償還確実性の確保を通じて財務の健全性が確保される。③については、各市場の個別事情を勘案し、当行債券発行に先立ち同等な信用力を有する他の債券の発行条件等の存在を確認・比較して、遜色のない条件で起債できる環境にあることを確認する。

(2) 政府保証外貨借入金

米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されているインフラ事業等に対する現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 18 日公布）により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外債

近年の国際資本市場においては、一般的に多くの投資家は投資判断に際して、債券

の利回りに加え、①明示的な政府保証の有無など「発行体／保証人の信用力の高さ」、②一般に発行規模が大きく、セカンダリー市場での売買も容易な「流動性の高さ」、及び③起債が継続的に行われる「継続性／発行頻度」を考慮していると考えられる。

かかる状況下、上記②の流動性の観点を踏まえるに、投資家が投資対象として前向きに検討可能な個別債券の発行額は10～25億米ドル程度と考えられ、複数トランシェでの起債を同時に行い幅広い投資家に訴求したとしても、一度の起債で調達可能な金額は、5年以上の年限において20～30億米ドル程度と見込まれること、時期的制約により発行可能なタイミングが年間最大でも数回程度と見込まれること、及び財政投融资を通じた13,500億円規模の外貨資金需要がある中、上記のとおり政府保証外債の特性にも鑑み、6,080億円について5年以上の政府保証外債を要求するもの。

(2) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み200億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

< 5年未満の政府保証について >

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外債

当行は、日本企業による、①脱炭素化をはじめとする地球環境保全への貢献、②サプライチェーン強靱化、質高インフラ展開や海外における新たな市場創出を支援する「グローバル投資強化ファシリティ」等のファシリティを活用した外貨貸付を実施しており、政府保証外債の発行により調達した外貨資金を一切円転せず、すべてファシリティに係る外貨貸付の原資として活用する。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外債

「グローバル投資強化ファシリティ」等のファシリティを活用した資金需要等に鑑み、10,640億円について5年未満の政府保証外債を要求するもの。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 令和7年度における財投機関債の発行内容

イ 令和7年度発行予定額は200億円。

ロ 発行形態は、原則として普通社債（SB）型。

ハ 発行の考え方としては、財投改革の趣旨を踏まえ、投資家、市場関係者との対話を通じた財投機関債の発行に努める一方で、様々な政策ニーズへの機動的かつ確実な対応及び安定的かつ円滑な業務運営を期すため、市場動向に左右される財投機関債と財政投融资とのバランスを考慮した上で、資金を調達する必要があると認識。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

①我が国のエネルギー需給を踏まえた我が国企業による資源・エネルギー確保及び供給源の分散化等の事業活動、質の高いインフラ輸出や M&A 支援を含む我が国企業の国際競争力維持及び向上に向けた国際的事業展開、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業並びに国際金融秩序安定化に係る当行への資金需要に加え、②「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版(令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)」・「経済財政運営と改革の基本方針 2024 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)」・「インフラシステム海外展開戦略 2025 (令和 5 年 6 月追補版) (令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定)」・「2030 年を見据えた新戦略骨子 (令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定)」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針 (令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定)」・「GX 実現に向けた基本方針 (令和 5 年 2 月 10 日閣議決定)」等の政府方針を踏まえた対応、③グローバル投資強化ファシリティの活用、「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令 (令和 4 年 6 月 28 日閣議決定政令第 241 号)」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」(令和 5 年 4 月 14 日公布)による業務の拡充(特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等)等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資及び財務基盤を確保する観点から、一般業務勘定として産投出資 1,000 億円、財政融資資金借入金 7,200 億円、政府保証外債(5 年以上) 6,080 億円を含む財政投融資を計 14,480 億円要求している。

(参考)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版 (令和 6 年 6 月 21 日閣議決定)」(抄)

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. スタートアップ育成 5 か年計画の実行

(1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化

V. 投資の推進

4. 半導体投資

5. 健康・医療

6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進

VI. GX・エネルギー・食料安全保障

1. GX・エネルギー

(1) 2040 年を視野に入れた GX 国家戦略の展開

(2) 強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大

(3) 成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展

(4) 循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行

X. 個別分野の取組

3. 対外経済連携の促進

「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」（抄）
第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化
 - (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力
 - (3) 輸出・海外展開
3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
 - (1) DX
 - (2) GX・エネルギー安全保障
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 科学技術の振興・イノベーションの促進
4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応
 - (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成
 - (2) 海外活力の取り込み
5. 地方創生及び地域における社会課題への対応
 - (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障
7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応
 - (1) 外交・安全保障
 - (2) 経済安全保障

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第 2 章 具体的施策の柱

1. DX 等新たな時代の変革への対応の強化
 - (1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化
 - (3) デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援
 - (4) 国際連携の推進、国際標準への対応と戦略的活用
2. 脱炭素に向けたトランジションの加速
 - (1) 脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み
 - (2) 我が国の脱炭素技術等の海外展開支援
3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進
 - (1) グローバル・サウスにおける重点地域への取組
 - (2) 絶えず変化する国際環境への迅速・柔軟な対応
 - (3) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法
 - (5) 同志国との連携強化
 - (6) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進
 - (7) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化
4. コアとなる技術・価値の確保
 - (1) 我が国企業のグローバル化の推進
5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進
 - (1) 日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進
6. 質高インフラに向けた官民連携の推進
 - (3) 政府系機関等による支援強化

「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

2. 新戦略の骨子（2030年のあるべき姿と実現に向けた政策対応）

- (1) 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化
（相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応）
（PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化）
（スタートアップ、ユーザーサービス等、案件の付加価値を高める下流への参画支援）
- (2) 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保
（経済安全保障上、重要なインフラへの積極的関与）
（同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援）
- (3) グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応
（新たな市場とルール整備の主導）
（グリーンフィールドにおける公的機関による積極的なリスクテイク）

「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」（抄）

5. グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
6. 具体的な方策

「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」（抄）

2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
4. 国際展開戦略

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 各府省庁の政策評価の結果

当行については、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）の令和6年10月1日の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されたこと等が評価されている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

「グローバル投資強化ファシリティ」の活用、及び「株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令（令和4年6月28日閣議決定政令第241号）」に基づく先進国向け業務の拡充、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による業務の拡充（特定外国法人向け事業開発等金融、海外への資源引き取りを対象とする輸入金融、国内企業向け融資を通じたサプライチェーン強靱化等）など、より幅広くリスクマネーを供給するための当行機能強化の実施等を勘案しつつも、株式会社国際協力銀行法を踏まえた民業補完に徹した上で、真に政策的に必要と考えられる資金需要について実需を厳しく精査した結果、必要最小限の事業規模である23,000億円を前提とし、財政投融資による調達で手当てが必要となる計14,480億円（令和6年度当初計画比3,690億円増）を要求する。

5 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（一般業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和 5 年度の当期純利益は、627 億円となった。国庫納付については、JBIC 法第 31 条及び JBIC 法施行令第 6 条等に基づき、314 億円を納付済。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

令和 5 年度末の資産の部残高は、貸出金の増加等により、前年度末比 14,997 億円増の 213,143 億円となった。また、負債の部残高は、借入金や社債の増加等により、前年度末比 14,625 億円増の 186,648 億円となった。純資産の部残高は、前年度末比 372 億円増の 26,495 億円となった。

(2) 費用・収益の状況

令和 5 年度の損益状況については、11,223 億円の経常収益、10,586 億円の経常費用、9 億円の特別損失等を計上した結果、当期純利益は 627 億円となった。

令和6年8月30日

令和7年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 令和7年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	100	50	50	100.0
うち 出 資	100	50	50	100.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	200	200	—	0.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	200	200	—	0.0
合 計	300	250	50	20.0

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和7年度末 残高(見込)	令和6年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	42	△42	皆減
(2)産業投資	1,933	1,833	100	5.5
うち 出 資	1,933	1,833	100	5.5
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	400	200	200	100.0
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	400	200	200	100.0
合 計	2,333	2,075	258	12.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		1,100	1,600	△500
(内訳)	輸出	570	330	240
	プラント	570	330	240
	船舶	—	—	—
	輸入・投資	250	900	△650
	資源開発	200	200	—
	一般投資	50	700	△650
	事業開発等	80	70	10
	出資	200	300	△100

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和7年度 要 求 額	令和6年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		1,100	1,600	△500
(財源)	財政投融资	300	250	50
	財政融資	—	—	—
	産業投資	100	50	50
	政府保証	200	200	—
	自己資金等	800	1,350	△550
	貸付回収金	95	89	6
	財政融資資金借入金償還	△42	—	△42
	その他	747	1,261	△514

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

<政策的必要性>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

イ JBIC 法において、当行は、我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るものといった、我が国の対外政策上重要な業務を行うことが明定されており、我が国の経済安全保障の観点から政策的必要性が高い。

ロ 特別業務は、「質の高いインフラパートナーシップ」（平成 27 年 5 月公表）等の政府の施策を踏まえ、我が国の民間企業等に蓄積された優れた技術、知識及び経験を活用しつつ、新興国をはじめとした世界全体の膨大な社会資本整備に係る投資需要に十分応えていくため、平成 28 年 5 月に JBIC 法を改正し、海外における社会資本の整備に関する事業を対象として追加された。また、令和 5 年 4 月に JBIC 法を一部改正し、特別業務の対象分野に、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業に対する支援並びにスタートアップ企業への出資等が追加された。

ハ 当行は、公的機関としてのステイタスを活用し、一般に民間金融機関のみでは収集困難な情報を収集・分析することによって適切なリスクコントロールを実施し、民間だけでは担えないリスクを負担するとともに、受入国政府や国際機関等との協議を通じた関係強化によって、当該国における法制度の変更リスク、プロジェクトの接收リスク等のリスクの緩和を求めるといった民間金融機関では果しえない役割も担うことが求められている上、上記分野における我が国企業の海外展開などの支援に際し、更なるリスクテイクを行いつつ、長期資金、外貨資金、リスクマネーといった民間金融機関では量的・質的に十分に賄えない資金の供給が求められている。

<民業補完性>

2. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

イ 特別業務の対象事業は、重要な資源の海外における開発及び取得の促進、我が国の産業の国際競争力の維持及び向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外における事業の促進、並びに国際金融秩序の混乱の防止又はその被害への対処に係るもののうち、現状は海外における社会資本の整備に関する事業、資源開発に関する事業及び新技術・ビジネスモデルを活用した事業への支援並びにスタートアップ企業への出資・社債取得に限定している。

ロ 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6

月 21 日閣議決定)」・「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」
・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和 6 年 6 月 11 日
グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦
略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」等を踏まえ、国内外の
経済状況及び我が国企業の事業環境に応じた果敢な対応を適時適切に行い、また
「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1
日経協インフラ戦略会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6
月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」・「株式会社国際協力銀行法の一部を改正す
る法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビ
ジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、より幅広いリ
スクマネーを供給するための事業規模を出融資計画に反映している。

<有効性>

3. 財政投融資を活用して当該事業を行うことにより、自助努力の促進による事業
の効率的な実施や受益者負担の実現を通じて租税負担の抑制が図られているか。

JBIC 法第 1 条において、当行の業務の目的は、「一般の金融機関が行う金融を補完
することを旨としつつ、（中略）もって我が国及び国際経済社会の健全な発展に寄与す
ること」とされていることを踏まえ、当行業務は、政策意義が高く、民間金融機関のみ
では量的・質的制約から十分な対応が困難な場合に限定されている。また、「特別業務
指針（令和 5 年財務省告示第 239 号）」において、「一般の金融機関が行う金融の補
完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定
されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図ってい
く。

<償還確実性又は収益性の確保>

4. 財政融資や政府保証による資金調達を予定している場合の償還確実性や、産業
投資による資金調達を予定している場合の収益性は確保されているか。

「特別業務指針（令和 5 年財務省告示第 239 号）」の二（3）②及び同（5）に基づき、
公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性
の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

<財投計画の運用状況等の反映>

5. 財投編成における P D C A サイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を
財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和 5 年度における特別業務勘定の財政投融資は 860 億円（うち財政融資 610 億円、
政府保証 200 億円）を予定していたが、各案件のリスクの高さから、事業者及び当行が
意思決定を行うに当たって相応の時間を要し、案件組成が進まなかったことなどによ
り、出融資が減少したことから、財政投融資 810 億円（うち財政融資 610 億円、政府保
証 200 億円）の運用残が生じた。

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを実施している特別業務勘定の事
業規模については、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版
（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年
6 月 21 日閣議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）
（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子

（令和6年6月5日経協インフラ戦略会議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「GX実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案し、1,100億円（そのほか保証71億円を計画）としている。

令和7年度の財政投融资の規模については、かかる事業規模に対して、自助努力による資金調達として円貨余裕金の一部を活用することを想定し、300億円（令和6年度当初計画比50億円増）を財政投融资として要求する。このうち、産業投資は、平成28年度における特別業務勘定の創設のためのJBIC法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成28年5月18日公布））時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、100億円（同50億円増）を要求する。

（参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額）

	3年度	4年度	5年度
運用残額	810 億円	810 億円	810 億円
運用残率	89.0 %	89.0 %	94.2 %

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合。

<その他>

6. 上記以外の特記事項

特になし。

産 業 投 資 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

(事業名：特別業務勘定)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による対象分野拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえた取組を実施する。

(2) 必要とする金額の考え方

特別業務を通じたリスクマネー供給強化に対するニーズは高く、平成 28 年度における特別業務勘定の創設のための JBIC 法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 18 日公布））時、衆参両院の附帯決議において、政府に対して、特別業務勘定において十分な資本が機動的に確保されるよう、必要な財政上の措置を講ずるよう述べられていることに加え、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）による対象分野拡充を踏まえ、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するため、令和 7 年度においては 100 億円の産投出資を要求する。

(3) 見込まれる収益

「特別業務指針（令和 5 年財務省告示第 239 号）」の二 (3) ②及び同 (5) に基づき、公的機関としてのステイタスの活用等を通じたリスクコントロールにより長期収益性の確保を目指すものであり、当該業務勘定全体での収益実現を見込む。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

特別業務については、特別業務指針において、「一般の金融機関が行う金融の補完に徹するよう留意することとし、民間からの資金の動員を図ることとする」と規定されていることを踏まえ、信用補完その他の措置を通じ、民間資金の動員を図っていく。

2. リスク管理体制

個別与信決定においては、営業部門及び審査・リスク管理部門により、与信先の信用力、与信対象取引の確実性、与信対象プロジェクトの実行可能性等に関する情報の収集・分析が行われる。両部門が相互に牽制関係を維持しながら与信の適否に関する検討を行い、最終的にはマネジメントによる与信決定の判断がなされる体制をとっている。

残高管理においては、金融機関として適切なリスク管理を行うことの重要性を認識し、リスクの種類に応じたリスク管理及び統合的なリスク管理を行うための組織体制を構築している。信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクの管理に関する責任者及びリスク管理を統括する部署を置くと共に、リスク管理を有効に機能させるための審議・検討等を行うため、統合リスク管理委員会及びALM委員会を設置している。

特別業務においては、上記体制を基本としつつ、特別業務の対象事業の性質を踏まえ、社外の有識者及び社外取締役で構成されるリスク・アドバイザリー委員会において特別業務勘定に係るリスク管理態勢について助言を受けながら、適切にリスク管理を行っている。

政 府 保 証 に つ い て

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 政府保証の考え方

(1) 政府保証外貨借入金

特別業務では、米ドル以外の現地通貨建て資金の供給が期待されている海外インフラ事業等を対象としており、当行が現地通貨建て融資を行うに当たっては、社債発行等との比較において、金額・期間の観点から柔軟な資金調達がしやすく、かつ機動的な対応が可能な外国通貨長期借入が補完的な外貨調達手段となり得る。JBIC 法改正（「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（平成 28 年 5 月 18 日公布））により、かかる外国通貨長期借入が可能となったところ、当該借入を円滑かつ低コストで行うためには、政府保証により日本政府の信用力に依拠した調達とする必要があるもの。

2. 必要とする金額の考え方

(1) 政府保証外貨借入金

外国通貨長期借入について、現地通貨建て融資の資金需要等に鑑み 200 億円の政府保証を要求するもの。なお、非居住者たる当行による現地通貨借入及び貸付については、現地法制上の制約等によっては、認められない可能性がある他、期間や金額に上限が課される可能性がある点につき留意が必要。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2024」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」に盛り込まれた事項に関する要求内容

海外インフラ事業等を対象に更なるリスクテイクを行う特別業務勘定においては、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」・「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」・「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」・「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和 6 年 6 月 11 日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」・「GX 実現に向けた基本方針（令和 5 年 2 月 10 日閣議決定）」等の政府方針を踏まえた対応や、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和 5 年 4 月 14 日公布）の令和 5 年 10 月 1 日の全面施行による対象分野拡充等を踏まえた取組を実施する方針。これらの支援に必要な原資の確保に加え、特別業務勘定におけるリスクバッファとして十分な自己資本を中長期に亘り計画的に確保するべく、特別業務勘定として産投出資 100 億円、政府保証外貨借入金 200 億円からなる財政投融资を計 300 億円要求している。

(参考)

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」（抄）

IV. 企業の参入・退出の円滑化を通じた産業の革新

1. スタートアップ育成 5 か年計画の実行
 - (1) 資金供給の強化と出口戦略の多様化

V. 投資の推進

4. 半導体投資
5. 健康・医療
6. 官民連携による科学技術・イノベーションの推進

VI. GX・エネルギー・食料安全保障

1. GX・エネルギー
 - (1) 2040 年を視野に入れた GX 国家戦略の展開
 - (2) 強靱なエネルギー需給構造への転換と脱炭素電源の拡大
 - (3) 成長志向型カーボンプライシング構想の実行と更なる発展
 - (4) 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行

X. 個別分野の取組

3. 対外経済連携の促進

「経済財政運営と改革の基本方針 2024（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定）」（抄）
第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

2. 豊かさを支える中堅・中小企業の活性化
 - (2) 中堅・中小企業の稼ぐ力

- (3) 輸出・海外展開
- 3. 投資の拡大及び革新技術の社会実装による社会課題への対応
 - (1) DX
 - (2) GX・エネルギー安全保障
 - (3) フロンティアの開拓
 - (4) 科学技術の振興・イノベーションの促進
- 4. スタートアップのネットワーク形成や海外との連結性向上による社会課題への対応
 - (1) スタートアップの支援・ネットワークの形成
 - (2) 海外活力の取り込み
- 5. 地方創生及び地域における社会課題への対応
 - (4) 農林水産業の持続可能な成長及び食料安全保障
- 7. 持続的な経済成長の礎となる国際環境変化への対応
 - (1) 外交・安全保障
 - (2) 経済安全保障

「インフラシステム海外展開戦略 2025（令和 5 年 6 月追補版）（令和 5 年 6 月 1 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

第 2 章 具体的施策の柱

- 1. DX 等新たな時代の変革への対応の強化
 - (1) 海外におけるサプライチェーン等リスクへの対応力強化
 - (3) デジタル変革による価値創造と中堅・中小、スタートアップ支援
 - (4) 国際連携の推進、国際標準への対応と戦略的活用
- 2. 脱炭素に向けたトランジションの加速
 - (1) 脱炭素社会の実現に向けた国際連携の枠組み
 - (2) 我が国の脱炭素技術等の海外展開支援
- 3. 「自由で開かれたインド太平洋」を踏まえたパートナーシップの促進
 - (1) グローバル・サウスにおける重点地域への取組
 - (2) 絶えず変化する国際環境への迅速・柔軟な対応
 - (3) 日本の強みを活かした相手国のニーズに対応した多様なインフラ整備支援の手法
 - (5) 同志国との連携強化
 - (6) エネルギー・資源安全保障に留意した取組の推進
 - (7) 開かれ安定した海洋のための海洋産業協力の深化
- 4. コアとなる技術・価値の確保
 - (1) 我が国企業のグローバル化の推進
- 5. 売り切りから継続的関与への多様化の促進
 - (1) 日本に強みのある O&M をセットにしたパッケージ展開の推進
- 6. 質高インフラに向けた官民連携の推進
 - (3) 政府系機関等による支援強化

「2030 年を見据えた新戦略骨子（令和 6 年 6 月 5 日経協インフラ戦略会議決定）」（抄）

- 2. 新戦略の骨子（2030 年のあるべき姿と実現に向けた政策対応）
 - (1) 相手国との共創を通じた我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化
 - （相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応）
 - （PPP を含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化）
 - （スタートアップ、ユーザーサービス等、案件の付加価値を高める下流への

参画支援)

- (2) 経済安全保障等の新たな社会的要請への迅速な対応と国益の確保
(経済安全保障上、重要なインフラへの積極的関与)
(同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に連携した案件形成と事業化支援)
- (3) グリーン・デジタル等の社会変革をチャンスとして取り込む機動的対応
(新たな市場とルール整備の主導)
(グリーンフィールドにおける公的機関による積極的なリスクテイク)

「グローバルサウス諸国との新たな連携強化に向けた方針（令和6年6月11日グローバルサウス諸国との連携強化推進会議決定）」（抄）

5. グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
6. 具体的な方策

「GX 実現に向けた基本方針（令和5年2月10日閣議決定）」（抄）

2. エネルギー安定供給の確保を大前提としたGXに向けた脱炭素の取組
4. 国際展開戦略

財政投融資の要求に伴う政策評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 各府省庁の政策評価の結果

当行については、「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）の全面施行による対象分野の拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を通じて、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されたことが評価されている。

2. 政策評価結果の要求への反映状況

「株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律」（令和5年4月14日公布）による対象分野の拡充（資源開発、新技術・ビジネスモデルの事業化、スタートアップ企業への出資等）を踏まえ、民間資金を含む多様な資金を動員することも勘案した事業規模である1,100億円を前提とし、財政投融資による調達で手当てが必要となる300億円（令和6年度当初計画比50億円増）を要求する。

5 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社国際協力銀行（特別業務勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

令和 5 年度の当期純利益は、2 億円となった。国庫納付については、JBIC 法第 31 条及び JBIC 法施行令第 6 条等に基づき、1 億円を納付済。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

イ 令和 5 年度末の貸出金残高は、外貨貸付及び円貨貸付の減少により、前年度末比 76 億円減の 235 億円となった。

ロ 令和 5 年度は財政融資資金借入を行わなかったため、同年度末の財政融資資金借入残高は前年度と同様 42 億円となった。

ハ 令和 5 年度は社債の発行を行わなかったため、同年度末の社債残高はなし。

(2) 費用・収益の状況

令和 5 年度の損益状況については、18 億円の経常収益、16 億円の経常費用を計上した結果、2 億円の当期純利益となった。